

産業廃棄物処理施設維持管理記録簿[管理型](令和元年8月度)

水質検査の実施状況と措置(月1回)[規十二条の七の二 八 二及びホ、規十二条の七の五 七 二及びホ]

	地下水		放流水
	B1(下流部)	B3(上流部)	公共用水域への出口
採取場所	B1(下流部)	B3(上流部)	公共用水域への出口
採取日	令和1年8月8日	令和1年8月8日	令和1年8月8日
検査結果が得られた日	令和1年8月30日	令和1年8月30日	令和1年8月30日
検査項目・検査結果	証明書 第A1901846号 のとおり		証明書 第1901843-001号 のとおり
電気伝導率(mS/m)※2	28.8	25.2	-
塩化物イオン※2	-	-	-
水素イオン濃度(pH)	-	-	7.6(25°C)
生物化学的酸素要求量(BOD)(mg/L)※3	-	-	0.5未満
化学的酸素要求量(CODMn)(mg/L)※3	-	-	5.0
浮遊物質(SS)(mg/L)	-	-	1未満
窒素含有量(mg/L)※4	-	-	2.1
異状の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
必要な措置を講じた年月日とその内容※1			

水質検査の実施状況と措置(年1回)[規十二条の七の二 八 二及びホ、規十二条の七の五 七 二及びホ]

	地下水		放流水
	B1(下流部)	B3(上流部)	公共用水域への出口
採取場所	B1(下流部)	B3(上流部)	公共用水域への出口
採取年月日	令和1年8月8日	令和1年8月8日	令和1年8月8日
検査結果が得られた日	令和1年8月30日	令和1年8月30日	令和1年8月30日
検査項目・検査結果	証明書 第A1901845-001号 のとおり	証明書 第A1901845-002号 のとおり	証明書 第A1901843-001号 のとおり 証明書 第A1901844-001号 のとおり
異状の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
必要な措置を講じた年月日とその内容※1			

施設の点検(定期的)[規十二条の七の二 八ロ ハ、ヘ、ト及びチ、規十二条の七の五 七ロ、ハ、ヘ、ト及びチ]

	擁壁等	遮水工	調整池	排水処理施設	その他
点検年月日					
異状の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無
必要な措置を講じた年月日とその内容※1					

※1 異状が認められた場合のみ記入すること。 ※2、3 いずれかを記載すること。 ※4 環境大臣が定める公共用水域に排出する場合に限る。

濃 度 計 量 証 明 書

第 A1901843-001 号
2019 年 8 月 30 日

羽咋郡市建設資材協同組合 様



株式会社 エオネックス

件名 羽咋郡市建設産業廃棄物処分場定期検査業務(2019年度)
採取場所 羽咋郡志賀町大島地内
試料の種類 排水

〒920-0209 石川県金沢市東蚊爪町1-19-4
TEL 076-238-9685 (直通)
計量証明事業登録番号 石川県濃度第7号
環境計量士 宮本 直人

試料名	採取年月日	採取時刻	天候	気温(℃)	水温(℃)	採取者
管理型最終処分場 放流水	2019/8/8	14:35	晴	32.8	29.5	㈱エオネックス 木村・木藤

御依頼を受けました試料について計量の結果を次のとおり証明致します。

計量の対象	計量の結果	計量の方法	定量下限値	基準値
水素イオン濃度 (pH)	7.6 (25℃)	JIS K 0102 12.1	—	5.8~8.6 (海域外)
生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	0.5未満	JIS K 0102 21及び32.3	0.5	60
化学的酸素要求量 (CODMn) (mg/L)	5.0	JIS K 0102 17	0.5	90
浮遊物質 (SS) (mg/L)	1未満	昭和46年環境庁告示第59号付表9	1	60
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	0.5未満	昭和49年環境庁告示第64号付表4	0.5	(鉱油) 5 (動植物) 30
フェノール類含有量 (mg/L)	0.005未満	JIS K 0102 28.1	0.005	5
銅含有量 (mg/L)	0.01未満	JIS K 0102 52.5	0.01	3
亜鉛含有量 (mg/L)	0.005	JIS K 0102 53.4	0.005	2
溶解性鉄含有量 (mg/L)	0.01	JIS K 0102 57.3	0.01	10
溶解性マンガン含有量 (mg/L)	0.01未満	JIS K 0102 56.5	0.01	10
クロム含有量 (mg/L)	0.01未満	JIS K 0102 65.1.5	0.01	2
*大腸菌群数 (個/cml)	4	昭和37年厚生省・建設省令第1号別表第1	1	3000
窒素含有量 (mg/L)	2.1	JIS K 0102 45.2	0.05	120 (日間平均60)
磷含有量 (mg/L)	0.028	JIS K 0102 46.3.1	0.003	16 (日間平均8)
	以下余白			

備考 *印の対象は、計量法第107条の計量対象外です。
基準値は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令別表第1」による。

濃度計量証明書

第 A1901845-001 号 [1/2]

2019 年 8 月 30 日

羽咋郡市建設資材協同組合

様



株式会社 エオネクス

件名 羽咋郡市建設産業廃棄物処分場定期検査業務 (2019 年度) 〒920-0209 石川県金沢市東蚊爪町1-19-4
TEL 076-238-9685 (直通)

採取場所 羽咋郡志賀町大島地内

計量証明事業登録番号 石川県濃度第7号

環境計量士 宮本

試料の種類 地下水



試料名	採取年月日	採取時刻	天候	気温(℃)	水温(℃)	採取者
管理型最終処分場 地下水B-1	2019/8/8	14:30	晴	32.8	20.5	(株)エオネクス 木村・木藤

御依頼を受けました試料について計量の結果を次のとおり証明致します。

計量の対象	計量の結果	計量の手法	定量下限値	基準値
アルキル水銀 (mg/L)	0.0005未満	昭和46年環境庁告示第59号付表3	0.0005	検出されないこと
総水銀 (mg/L)	0.0005未満	昭和46年環境庁告示第59号付表2	0.0005	0.0005以下
カドミウム (mg/L)	0.0003未満	JIS K 0102 55.4	0.0003	0.003以下
鉛 (mg/L)	0.001	JIS K 0102 54.4	0.001	0.01以下
六価クロム (mg/L)	0.01未満	JIS K 0102 65.2.5	0.01	0.05以下
砒素 (mg/L)	0.005未満	JIS K 0102 61.4	0.005	0.01以下
全シアン (mg/L)	0.1未満	JIS K 0102 38.1.2及び38.3	0.1	検出されないこと
PCB (mg/L)	0.0005未満	昭和46年環境庁告示第59号付表4	0.0005	検出されないこと
トリクロロエチレン (mg/L)	0.001未満	JIS K 0125 5.2	0.001	0.01以下
テトラクロロエチレン (mg/L)	0.0005未満	JIS K 0125 5.2	0.0005	0.01以下
ジクロロメタン (mg/L)	0.002未満	JIS K 0125 5.2	0.002	0.02以下
四塩化炭素 (mg/L)	0.0002未満	JIS K 0125 5.2	0.0002	0.002以下
1,2-ジクロロエタン (mg/L)	0.0004未満	JIS K 0125 5.2	0.0004	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	0.002未満	JIS K 0125 5.2	0.002	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.004未満	JIS K 0125 5.2	0.004	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	0.0005未満	JIS K 0125 5.2	0.0005	1以下
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	0.0006未満	JIS K 0125 5.2	0.0006	0.006以下
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	0.0002未満	JIS K 0125 5.2	0.0002	0.002以下
チウラム (mg/L)	0.0006未満	昭和46年環境庁告示第59号付表5	0.0006	0.006以下
シマジン (mg/L)	0.0003未満	昭和46年環境庁告示第59号付表6 第1	0.0003	0.003以下
チオベンカルブ (mg/L)	0.002未満	昭和46年環境庁告示第59号付表6 第1	0.002	0.02以下
ベンゼン (mg/L)	0.001未満	JIS K 0125 5.2	0.001	0.01以下
セレン (mg/L)	0.002未満	JIS K 0102 67.4	0.002	0.01以下
1,4-ジオキサン (mg/L)	0.005未満	昭和46年環境庁告示第59号付表8	0.005	0.05以下
クロロエチレン (mg/L)	0.0002未満	平成9年環境庁告示第10号付表 第2	0.0002	0.002以下
	以下余白			

備考 「検出されないこと。」とは、定量限界値未満をいう。
基準値は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令別表第2」による。

濃度計量証明書

第 A1901845-002 号 [2/2]

2019 年 8 月 30 日

羽咋都市建設資材協同組合 様



株式会社 エ オ ネ ッ ク ス

件 名 羽咋都市建設産業廃棄物処分場定期検査業務 (2019 年度) 〒920-0209 石川県金沢市東蚊爪町1-19-4
TEL 076-238-9685 (直通)

採取場所 羽咋郡志賀町大島地内 計量証明事業登録番号 石川県濃度第7号
環境計量士 宮本 直人

試料の種類 地下水



試料名	採取年月日	採取時刻	天候	気温(℃)	水温(℃)	採取者
管理型最終処分場 地下水B-3	2019/8/8	15:10	晴	31.1	18.1	(株)エオネックス 木村・木藤

御依頼を受けました試料について計量の結果を次のとおり証明致します。

計量の対象	計量の結果	計量の方法	定量下限値	基準値
アルキル水銀 (mg/L)	0.0005未満	昭和46年環境庁告示第59号付表3	0.0005	検出されないこと
総水銀 (mg/L)	0.0005未満	昭和46年環境庁告示第59号付表2	0.0005	0.0005以下
カドミウム (mg/L)	0.0003未満	JIS K 0102 55.4	0.0003	0.003以下
鉛 (mg/L)	0.001未満	JIS K 0102 54.4	0.001	0.01以下
六価クロム (mg/L)	0.01未満	JIS K 0102 65.2.5	0.01	0.05以下
砒素 (mg/L)	0.005未満	JIS K 0102 61.4	0.005	0.01以下
全シアン (mg/L)	0.1未満	JIS K 0102 38.1.2及び38.3	0.1	検出されないこと
PCB (mg/L)	0.0005未満	昭和46年環境庁告示第59号付表4	0.0005	検出されないこと
トリクロロエチレン (mg/L)	0.001未満	JIS K 0125 5.2	0.001	0.01以下
テトラクロロエチレン (mg/L)	0.0005未満	JIS K 0125 5.2	0.0005	0.01以下
ジクロロメタン (mg/L)	0.002未満	JIS K 0125 5.2	0.002	0.02以下
四塩化炭素 (mg/L)	0.0002未満	JIS K 0125 5.2	0.0002	0.002以下
1,2-ジクロロエタン (mg/L)	0.0004未満	JIS K 0125 5.2	0.0004	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	0.002未満	JIS K 0125 5.2	0.002	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.004未満	JIS K 0125 5.2	0.004	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	0.0005未満	JIS K 0125 5.2	0.0005	1以下
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	0.0006未満	JIS K 0125 5.2	0.0006	0.006以下
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	0.0002未満	JIS K 0125 5.2	0.0002	0.002以下
チウラム (mg/L)	0.0006未満	昭和46年環境庁告示第59号付表5	0.0006	0.006以下
シマジン (mg/L)	0.0003未満	昭和46年環境庁告示第59号付表6 第1	0.0003	0.003以下
チオベンカルブ (mg/L)	0.002未満	昭和46年環境庁告示第59号付表6 第1	0.002	0.02以下
ベンゼン (mg/L)	0.001未満	JIS K 0125 5.2	0.001	0.01以下
セレン (mg/L)	0.002未満	JIS K 0102 67.4	0.002	0.01以下
1,4-ジオキサン (mg/L)	0.005未満	昭和46年環境庁告示第59号付表8	0.005	0.05以下
クロロエチレン (mg/L)	0.0002未満	平成9年環境庁告示第10号付表 第2	0.0002	0.002以下
	以下余白			

備考 「検出されないこと。」とは、定量限界値未満をいう。
 基準値は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令別表第2」による。

濃度計量証明書

第 A1901844-001 号
2019 年 8 月 30 日

羽咋郡市建設資材協同組合 様



株式会社 エ オ ネ ッ ク ス

〒920-0209 石川県金沢市東蚊爪町1-19-4
TEL 076-238-9685 (直通)
計量証明事業登録番号 石川県濃度第7号
環境計量士 宮本 直人



件名 羽咋郡市建設産業廃棄物処分場定期検査業務(2019年度) 採り場 羽咋郡志賀町大島地内 試料の種類 排水

試料名	採取年月日	採取時刻	天候	気温(℃)	水温(℃)	採取者
管理型最終処分場 放流水	2019/8/8	14:35	晴	32.8	29.5	(株)エネックス 木村・木藤

御依頼を受けました試料について計量の結果を次のとおり証明致します。

計量の対象	計量の結果	計量の方法	定量下限値	基準値
アルキル水銀化合物 (mg/L)	0.0005未満	昭和46年環境庁告示第59号付表3	0.0005	検出されないこと
水銀・アルキル水銀他水銀化合物 (mg/L)	0.0005未満	昭和46年環境庁告示第59号付表2	0.0005	0.005以下
カドミウム及びその化合物 (mg/L)	0.001未満	JIS K 0102 55.4	0.001	0.03以下
鉛及びその化合物 (mg/L)	0.001未満	JIS K 0102 54.4	0.001	0.1以下
有機燐化合物 (mg/L)	0.1未満	昭和49年環境庁告示第64号付表1	0.1	1以下
六価クロム化合物 (mg/L)	0.01未満	JIS K 0102 65.2.5	0.01	0.5以下
砒素及びその化合物 (mg/L)	0.005未満	JIS K 0102 61.4	0.005	0.1以下
シアン化合物 (mg/L)	0.1未満	JIS K 0102 38.1.2及び38.3	0.1	1以下
ポリ塩化ビフェニル (mg/L)	0.0005未満	昭和46年環境庁告示第59号付表4	0.0005	0.003以下
トリクロロエチレン (mg/L)	0.001未満	JIS K 0125 5.2	0.001	0.1以下
テトラクロロエチレン (mg/L)	0.0005未満	JIS K 0125 5.2	0.0005	0.1以下
ジクロロメタン (mg/L)	0.002未満	JIS K 0125 5.2	0.002	0.2以下
四塩化炭素 (mg/L)	0.0002未満	JIS K 0125 5.2	0.0002	0.02以下
1,2-ジクロロエタン (mg/L)	0.0004未満	JIS K 0125 5.2	0.0004	0.04以下
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	0.002未満	JIS K 0125 5.2	0.002	1以下
1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.004未満	JIS K 0125 5.2	0.004	0.4以下
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	0.0005未満	JIS K 0125 5.2	0.0005	3以下
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	0.0006未満	JIS K 0125 5.2	0.0006	0.06以下
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	0.0002未満	JIS K 0125 5.2	0.0002	0.02以下
チウラム (mg/L)	0.0006未満	昭和46年環境庁告示第59号付表5	0.0006	0.06以下
シマジン (mg/L)	0.0003未満	昭和46年環境庁告示第59号付表6 第1	0.0003	0.03以下
チオベンカルブ (mg/L)	0.002未満	昭和46年環境庁告示第59号付表6 第1	0.002	0.2以下
ベンゼン (mg/L)	0.001未満	JIS K 0125 5.2	0.001	0.1以下
セレン及びその化合物 (mg/L)	0.002未満	JIS K 0102 67.4	0.002	0.1以下
1,4-ジオキサン (mg/L)	0.005未満	昭和46年環境庁告示第59号付表8	0.005	0.5以下
ほう素及びその化合物 (mg/L)	0.6	JIS K 0102 47.4	0.1	50以下
ふっ素及びその化合物 (mg/L)	0.41	JIS K 0102 34.1	0.08	15以下
7-ヒエノ、7-ヒエノル化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	1.7	JIS K 0102 42.2, 43.1及び43.2.5	0.05	200以下
	以下余白			

備考 「検出されないこと。」とは、定量限界値未満をいう。
基準値は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令別表第1」による。